

たかひら元 政務調査レポート

2009
1月号



長崎県議会議員 高比良元

スピードを上げて
長崎をもっと元気な
まちに変える！

もってこい
元気！

はじめ
たかひら 元 政務調査事務所

〒851-0402 長崎県長崎市晴海台町2-9

TEL・FAX 095-892-1825

e-mail info@takahira-hajime.jp

URL http://takahira-hajime.jp/

発行責任者 高比良元

たかひら元

検索

ご挨拶

皆様明けましておめでとうございます。

本年が皆様にとりまして幸多き年でありますことを心から祈念申し上げます。

さて、私の政務調査活動の一端をこれまでもご報告してまいりましたが本年も可能な限り皆様方に数々の政策課題についてお知らせしてまいりたいと存じますので、ご一読賜り、ご意見・ご批判をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

本年第一回のご報告は、県庁舎の整備問題であります。

高比良元

県庁舎建設問題について その1

今から10年以上前、高田前県知事の時代に、他県での庁舎整備が進む中、分散化、狭隘化、老朽化している本県県庁舎の建設論議が行なわれ、有識者の検討委員会や議会の県庁舎問題特別委員会での

検討を通じて県庁舎を新築する場合、その建設場所は長崎市の現魚市跡地が適地であるという取りまとめがなされました。しかし、金子知事は当初、財政難や山積する県政課題を理由に、社会経済状況が好転しない中では県庁舎の建設は見合わせるとの意向を示していました。にもかかわらず、昨年あたりから建設の積極論に転じ、庁内での建設検討委員会での論議等を通じて現庁舎の耐震工事よりも魚市跡地に移転新築することが理屈として優れているとの論拠をもって建設計画を着実に進める姿勢を表明しています。

金子知事のこうした姿勢転換は、例えば都市計画街路浦上川線（南々進線）の進捗や県庁舎建設用地の確保を目的として進められてきた魚市跡地の埋立工事の進捗、あるいは長崎駅周辺の土地画整理事業のための法手続きの前進、さらには、近い将来長崎駅までの運行を目指す九州新幹線西九州ルートの一部着工等、これまでの将来構想が具現化してきたという社会的条件の変化がその根底のひとつとしてあると思われます。

こうした都市整備を進めていくための大きな引き金としたという知事の意向は解らないではありません。

そして、議会の中にもこれまでの論議

において、時期こそ明示していないまでも県庁舎は魚市跡地に移転新築するという結論が得られているのだという多くの議員の意見があることも事実です。

したがって、県庁舎建設問題は、これまでの論議の内容も踏まえつつ、また、ひとり県や県議会、県警等の事務執行のための庁舎をどのように造るかということにとどまらず、県都長崎市の都市整備やまちづくりをどのように進めるのかといった大きな観点から論議されるテーマとして取り上げられています。ですから、ここはタイムスケジュールも含めてよく考えなければなりません。

そこで先ず県庁舎（県警本部の庁舎も含めて）が魚市跡地に移転新築することが、果たして、長崎駅周辺の都市再開発にとって必要不可欠かということです。

県庁舎は本県の政治、行政の拠点ではありませんが、市役所のように多くの一般市民が毎日訪れるようないわば集客機能を持つものではありません。

また、長崎駅周辺の都市開発は、長崎市の土地画整理事業についての都市計画決定がなされようとしておりますが、対象地の大部分の土地所有者であるJRから土地活用のあり方についての意向はまだ示されておりません。

市内中心部に最後に残された広大な一等

地であり、交通アクセスも抜群ですから、新しいオフィスや商業施設、宿泊施設、テナント併合の高層マンション等の立地も十分予想され、新たな都市機能の集積地となる可能性も十分ありますが、しかし、そういったものの集積のために県庁舎の立地が欠かせないのかということです。

私は県庁舎が不特定多数の県民が自らのものとして多様な用途に活用できるような公共施設でなく、単に職員の事務所としての公物である以上、今回、庁舎の建設によって他の建物の建設の誘因となることはあっても、それ以上に都市整備のトリガーとはなり得ないと考えますし、他県の例からみても県庁の立地が他の民間施設の立地や活用や効用の發揮に直接関連し影響を及ぼすというのは考えにくいと思います。

それとは逆に、県庁が魚市跡地に移転するとした場合、現在の江戸町の本庁舎跡地はどうなるのか。まさか取り壊して更地のままということはありませんでしょう。

長崎市のこれまでのまちの形成の歴史は、現在の庁舎敷地に長崎奉行所西役所が設置されて以来、ここをいわば起点として商業地、住宅地等が立地し、現在の状況がつくり出されてきたことは既にご案内のとおりです。即ち、現在地に県庁

があることは長崎市のまちの成り立ちに影響を与え、まちのつくりという意味では十分な位置を占めております。

したがって、仮に移転するとした場合その跡地をどうするのか、―公用または公共用であることが必然―その計画が示されないままに移転論議を先行させるということは、仮に県庁舎建設が新たな都市開発に関連するというならなおさら、無責任のそしりを免れないものであります。

そしてまた現庁舎跡地を新たな機能を持つ公用あるいは公共用施設を建設するとした場合その事業費と財源をどうやって捻出するのか。

その経費は新たに建設しようとする庁舎の建設費と合わせて全体の事業費として計上されなければなりません。

その際、一定の庁舎整備基金があるとはいえ、とても現在高で賄えるものではなく当然に県民に新たな負担増を求めることになり、また、収支構造改革をやらなければ財政運営が成り立っていかないといった現在の財政状況を更に悪化させてしまうことになります。

また、付け加えて言えば、現在示された建設費451億円はタタキ台のタタキ台といいつつも、それ自体、庁舎整備基金の現在高を上回るものですし、そもそ

も移転にかかる備品の整備費や高度情報関連の設備経費、移転費用等も含めた全体事業費を積算していけば、当然に先程の額が膨れあがることは明白です。加えて、いま県庁では地方機関の再編統合と各地区毎の拠点施設の整備計画があがっており、これらのいわば内部管理経費の総額の議論が隠されたまま本庁舎の問題だけがとりあげられるのは県民に対する情報開示と説明責任を果たしていないと言わざるを得ません。

執務室が分散化し、また、民間施設の借上費がかさむというのなら、その分の、そして現庁舎の中でいわば屋根裏部屋のようになっている土木部の執務室も含めて、それこそ老朽化し土地利用としても勿体ない使われ方になっている第3別館を耐震構造の建築物として立て替えてはどうでしょうか。

現在の基金の積立額の中で十分に対応できる事業費と考えられます。

そして現庁舎が耐震構造ではなく地震による被害が想定されるというなら、少しずつ計画的に耐震補強をしていけばいいことです。

それによって耐用年数が延びるということはありませんが、耐用年数というのは建物の利用について実際どのような意味を持つものなのか、現状において耐用年数が過ぎるからもう使えなくなるとい

った具体的な支障状況は生じていないと思います。

一方で、全国ワーストワンの耐震化率である学校施設の再整備こそが県庁舎整備より優先する政策課題だと思います。

県庁舎の建設問題についてはこのような多角的な論議が必要であり、移転新築か耐震補強かという論点を捨象した二者択一の選択肢だけを議論の俎上にあげるやり方はまさに片手落ちの議論といわざるを得ません。

全体の計画が収斂されることなく、移転新築に進むことに私は反対です。



県庁舎外観



魚市跡地

県庁舎建設問題について その2

県の建設理由は次の通りです

1. 現庁舎の跡地対策や長崎駅周辺の土地利用のあり方については、県庁舎が移転新築するとした場合、長崎市の都市整備のグランドデザインを長崎市とともに策定する。

2. 県庁舎は、地震は発生時の防災拠点としての役割を果たす必要があることから、震度 6 強の地震に耐えるような施設に急ぎする必要がある。

3. 本県の財政運営は健全であり、県庁舎を建設する場合でも現在の庁舎整備基金 368 億円の活用により新たな財政負担は生じない。また、必要な政策課題についてはしっかりと対応している。

4. 道州制の議論と県庁舎建設問題は分けて考える必要がある。等々。

これらについて私の抗弁は次のとおりです。

抗弁 1 長崎市の都市整備に関するグランドデザインの作成と県庁舎の移転新築について

知事及び理事者側は、県庁舎が移転するとすれば、あるいは、県庁舎が魚市跡地に移転することが決まれば、現庁舎の

跡地や長崎駅周辺、長崎港臨港部等のグランドデザインを策定したいとしているが、これはまさに移転ありきであって、県庁舎の移転新築問題との検討作業において前後関係が全く逆である。

なんとすれば、

第一に、財政上からみて後から描くグランドデザインを県民・市民が納得するものにするという担保がありません。

第二に、そのグランドデザインについて、果たして県庁が現在地にあることがベターか、魚市跡地に移ることがベターか、県民・市民が比較衡量できません。

第三に、跡地対策についての実行がいづになるか、誰が責任を持つか、事業費をどうやって工面するのか、そういったことが曖昧になります。

第四に、仮に魚市跡地に移るとしても県庁の機能、規模、形態は、逆に駅周辺をどうつくるかということが示されなければ合理性を持ち得ない。

つまり、まち全体をどうするのかというグランドデザインが明確に示されない限り、個々の施設の建設、移転についてこれを上回る理屈など無いのであります。

また、跡地整備についてのタイムラグが生じれば、まち中の都市活動に必ずダメージを与えて市経済の地盤沈下を招くおそれがあります。

そういった大きなデメリットが発生することが十分に危惧される。

ですから、つまり、

「県庁舎が移転するとすれば、あるいは、県庁舎の移転が決定すれば、長崎の市街地の今後のグランドデザインについて作業にかかる」ということではなくて、「県庁舎の移転の適否を決めるためにも、まずは、長崎の市街地のグランドデザインを描いて、そのことについて県民・市民の評価を仰ぐ」とすべきであります。

抗弁 2 防災拠点としての必要性から県庁舎の移転新築を急ぐべきだとの主張について

知事及び理事者は、震度 6 強の地震により県庁舎が倒壊するおそれが大であることから、災害時の防災拠点としての機能を確保することを金科玉条のようにして、県庁舎を移転新築すべきであると主張するが、そこは良く考える必要があります。

第一に、住民を守るべき城が何ともな

かったとしても、本来守られるべき県民・市民が事前にその手当がなされなかったことで被害が大きかったとしたら何とするのでしょうか。

学校の耐震化だけではありません。避難所の充実や県営アパートの補強や、橋梁の補強や公共空間の整備や、県民・市民を守るために事前に取り組まなければならないことは山ほどあります。

第二に、防災拠点が何にもまして優先するのであれば、それは、リスクヘッジのために庁舎をむしろ分散することがベターです。

第三に、仮に地震が発生した場合の緊急対策として、県庁に全ての機能がそろってなければならぬように主張されませんが、本県の緊急対策として必要なことは、自衛隊への出動要請をしたり、国への支援を求めたり、市町の取り組みを把握したり、いわば緊急対策の司令塔の部分であり、それは既に新別館の頑強な場所に移転し備えています。心配なら知事室もそこにお移りになればいい。

応旧・復旧はそれからです。神戸の大震災時、兵庫県庁もハンディをかかえながらも応旧・復旧にあたることができた。むしろ市・町の対応能力を高めることがその大事です。

抗弁3 財政運営上の問題及び県庁舎建設に関連する全体事業費の問題について

知事及び理事者は、本県の財政運営は健全であり、かつ、県庁舎建設経費は整備基金368億円を念頭において財政負担が生じないように考えていくと主張するが、これらはいずれも問題があります。

1. 財政運営は健全だと主張するが、しかしそれはどういう尺度で計るのかということがあります。数字の見せ方はいろいろとあります。いろいろな課題が多い本県はいろいろと財政出動していかなければならぬ。

課題が多い。だからそう簡単ではないんです。

2. 実際、県自らが示した中期財政見通しでも期間中ずっと単年度赤字が続き、財調3基金も取り崩していかなければなりませんし、県債残高も400億円以上も増えると明記されております。

さらに、公共事業費を毎年940億円の同額で計上していますが、それは今後新幹線やJRの連続立体化事業や国体やそうした大型事業を入れこめば、これまでの道路をはじめとする政策投資を圧縮せざるをえないということを示している

ようなものです。

3. そういう中で、理屈はどうあれ巨額の経費を自分たちの事務所のために使うということは、家計の苦しい県民からはとても納得がいかない。

4. また、県庁舎問題を検討する場合の全体事業費ですが、

まず、仮に魚市跡地に移転新築するとした場合、現庁舎の跡地の整備は玉つきになるわけですから、その跡地の施設整備費も財源を含めて全体事業費として示す必要があります。

移転新築に要する全体経費も、今のように単に建家の建設費だけではなく、防災行政無線や庁内のランの経費や、備品や移転雑費など、全体の経費の概算を示すことが必要です。

そうすると庁舎整備基金368億円で購入するということはとてもあり得ません。

抗弁4 道州制への対応と県庁舎の移転新築問題について

知事は、九州地方知事会の会長として道州制問題をリードし、今秋には道州制の九州モデルも公表する予定になってい

ます。反面、県庁舎問題を問われるときは道州制の導入は今後相当の年月が必要だし、また、仮に道州制が敷かれても、長崎のことは長崎で事務をする拠点が必要になる。したがって、県庁舎を新たに建設しても無駄にはならないと主張しますが、しかしながらこれはやはり、立ち位置がぶれていると言わざるを得ません。

なぜなら、
第一に、道州制を急ぐよう国の取り組みを加速させることに軸足において、新しい分権型国家をつくることこそが地方の発展につながるという信念であれば、県庁舎問題も急場をしのぐ別途の方策を考えるとと思います

第二に、近い将来、県の役割が大きく変わることを想定していけば、一か所の庁舎に集中すべき理由もありませんし、県庁舎・議会棟・警察本部庁舎がセットでなければならぬこともありません。県庁と県警は事務処理で連携していかなければならぬが、連携を図ることと庁舎の一体化が必要十分条件かという点、今の時代とてもそうは思えません。

さらに付け加えれば、道州制はそこに幅広い権限を付与するものであっても、原則としてチーフガバメントとすることが描かれている姿です。

第三に、いずれにせよ、業務量にあった組織規模・施設規模でなければならぬわけで、不確定な状況の中で既存の在り方をベースに考えるのは、合理性を欠いたものと言わざるを得ない。いま、この国の新しい形づくりをしようとしている一方で、従来型の行政機能を維持する前提で巨費を投じる庁舎整備を考えることは、考え方として相容れないものがあります。

なお、県庁舎建設問題についての県議会特別委員会が10月3日に発足することになり、私もその委員として参加することになりました。

◎ 政務調査リポートを配布して
いただけるボランティアを募
っています。

◎ 政務調査活動の一環として各
地でミニ集会を開催します。集
会を開いてくださる方を募っ
ています。

「意見・ご相談」要望等はお気軽
にご活用ください。ご連絡をお待ちしてい
ます。